



# マイナンバーを有効に活用するために

平成27年10月から、「マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）」が始まります。

「マイナンバー」という言葉自体は、最近よく耳にしますが、そもそもマイナンバーとは、いったいどのようなものなのでしょうか。

マイナンバーを有効に活用するため、先月号から9月号までの3回に分けて、マイナンバーについて解説します。

## 第2回 マイナンバーの受け取りと活用

### ◆マイナンバーを受け取る手順

マイナンバーは、平成27年10月以降に通知されます。次のことを確認して確実に受け取り、有効に利用しましょう。

#### 住所を確認

原則として、マイナンバーは住民票の世帯ごとに郵送で通知されます。現在お住まいの住所と住民票の住所が異なる場合、確実に受け

取ることができない可能性があります。マイナンバーの通知を確実に受け取るため、住民票の住所を確認しましょう。

#### 書留の中身を確認

マイナンバーの通知は、簡易書留で届きます。次の3つが同封されているか確認しましょう。

- ① マイナンバーの「通知カード」
- ② 「個人番号カード」の申請書と返信用封筒

- ③ マイナンバーの説明書  
これらの書類は、大切に保管しましょう。

#### 個人番号カードを申請

個人番号カードを希望する場合は、次のどちらかの方法で申請します。

- ① 個人番号カードの申請書に必要な事項を記入し、ご本人の顔写真を貼付のうえ、返信用封筒に入れて郵送する。
  - ② スマートフォンで顔写真を撮影し、所定のフォームからオンラインで申請する。
- その他の方法も、現在検討中です。

#### 個人番号カードを受け取る

平成28年1月以降、「交付通知書」がお手元に届き次第、ご本人が市町村の窓口で個人番号カードを受け取ることが出来ます。その際は、手数料はかかりませんが、次の書類が必要です。

- ① マイナンバーの通知カード
- ② 個人番号カードの交付準備ができたことをお知らせする「交付通知書」

- ③ 運転免許証など本人を確認できる書類  
個人番号カードを受け取る際は、パスワードを設定していただく必要があります。

### ◆通知カードと個人番号カード

#### 通知カード

通知カードとは、市役所などの手続きでマイナンバーを確認する際に使用します。氏名、住所、性別、生年月日などが記載されています。

#### 個人番号カード

個人番号カードとは、マイナンバーを記載した書類の提出や、身分証明書を必要とする手続き、各種電子申請の際に利用するカードです。所得情報やプライバシー性の高い個人情報は記載されません。ICチップが搭載されます。

#### ●問い合わせ

市民部 市民課

☎ 82-1112

今回のテーマは、「マイナンバーの安全・安心の仕組みと今後の予定」です。

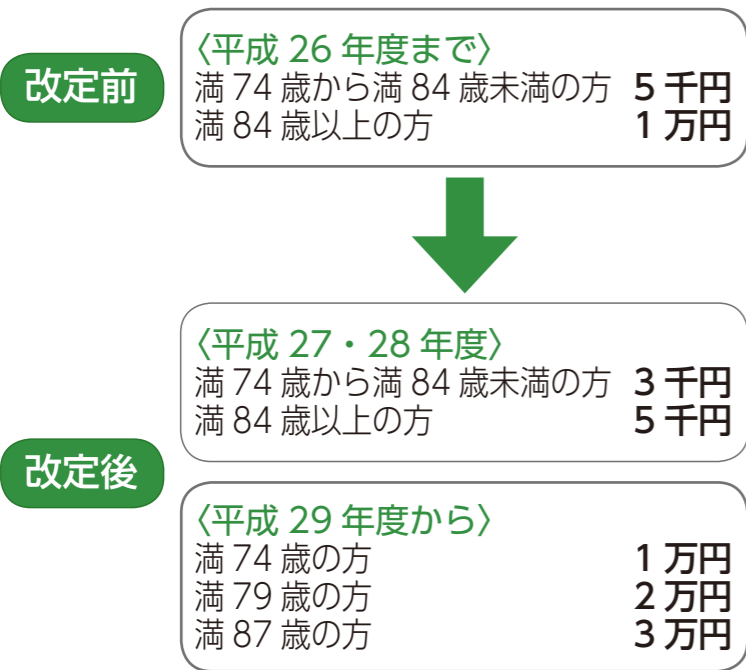
### 〈カードの比較〉

カードの種類	通知カード	個人番号カード
保有者	該当するすべての人	希望者
交付方法	自宅へ郵送	窓口で本人確認、直接交付
有効期限	なし	あり
ICチップ	なし	あり
記録される情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>●氏名</li> <li>●住所</li> <li>●生年月日</li> <li>●性別</li> <li>●生年月日</li> <li>●性別</li> <li>●個人番号</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●氏名</li> <li>●住所</li> <li>●生年月日</li> <li>●性別</li> <li>●個人番号</li> <li>●カードの有効期限</li> <li>●顔写真を券面・ICに記録</li> </ul>

# 敬老祝金の支給内容が変わります

市では、長く地域社会の発展に尽くしてこられた高齢者の方々に敬愛し、その長寿をお祝いするため、敬老祝金をお贈りしていますが、少子化に伴う生産年齢人口の減少や、地方交付税などの収入財源が厳しくなるなどの財政状況を見据えて、敬老祝金の支給内容を改定します。

なお、縮減された財源は、支援を必要とする高齢者やその家族への支援、元気な高齢者の活動へのサポートなどに充て、老人福祉事業の充実を図ります。市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。



※対象者は、9月15日にご健在で、かつ引き続き満1年以上市に住所を有している高齢者です。

### 今年度から見直された老人福祉事業等

#### ◆介護用品給付券交付事業

改正前 月額3500円  
改正後 月額5000円

#### ◆要介護高齢者等介護者手当支給事業

在宅の高齢者を介護している同居の家族に加え、通いで介護している親族も支給対象としました。

#### ◆地域包括ケアの中心的役割を果たす地域包括支援センター職員を2名増員

●問い合わせ  
保健福祉部 介護福祉課  
☎ 82-1115  
または各行政局 市民課

## 平成27年国勢調査のお知らせ

国勢調査は、日本の人口や世帯の実態を明らかにする、国の最も重要な統計調査です。調査結果は、様々な法令に利用されるほか、社会福祉、雇用政策、生活環境の整備、防災対策など、私たちの暮らしのために役立てられます。

9月上旬から、統計調査員が市内の全世帯を訪問しますので、調査へのご協力をお願いします。

今回の調査では、国民の負担軽減・利便性向上を図るため、パソコンやスマートフォンからインターネット回答ができるようになりました。

#### ◆調査の期日

平成27年10月1日現在で実施します。

#### ◆調査の対象

日本国内に住んでいるすべての人（外国人を含む）および世帯が対象となります。住民票の届出に関係なく、普段住んでいる市町村

#### ◆調査項目

- ・世帯員について  
「男女の別」「出生の年月」「配偶の関係」「従業地または通学地」など
- ・世帯について  
「世帯員の数」「住居の種類」「住宅の建て方」など

#### ◆調査の方法

調査員が全世帯を訪問し、「インターネット回答の利用案内」を配布します。インターネットで回答いただくことができない世帯には、調査員が再度訪問して手書き用調査票を配布し、回収します。

調査員をはじめとする国勢調査への従事者には、個人情報保護するための厳格な守秘義務が課せられており、調査票への記入内容は厳重に守られます。

#### ●問い合わせ

総務部 総務課

☎ 81-2111